

全国民闘連ニュース

第101号

1995年

7月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36ノースビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



もくじ

- ツーリストサービス職場内で民族差別事件 P 2
- 大阪の穴師小学校で民族差別事件 P 5
- 大阪市公務員採用の国籍条項撤廃をめざして P 7

㈱ツーリストサービス職場内で民族差別事件

朴 洋 幸

●事件の概要

1991年9月、大阪市内に住む権鐘龍さんは、ツーリストサービス株式会社(本社東京都中央区、佐野俊夫取締役社長)に、中途採用されることになった。

採用後ひと月以上経った11月、会社の勉強会終了後、飲み会での席上で、権さんの直属の上司である営業所長が、「今の世の中、韓国人、エッタと、いろんな人種が居るのになんで朝鮮人のあんたを雇わなあかんねん。わしとY(副部長)は、おもいっきり反対したんやで」と発言した。

さらに、同年12月22日、社員旅行の食事の席では、またもや所長が権さんに対して、「おい38度線、がんばっとるか」と発言。

続けて同年の12月28日、送年会の席上で所長が、「何で朝鮮人の近藤君(会社では通名で勤務)が日本に居るのかを、近藤君の口から話してもらい勉強しよう。」と発言する。

そして、年が明けた3月27日、会社の食事会の席上、所長が「なんであんたは朝鮮人なんや、東京の本社の取締役もあんたの事を反対していると聞いている。

別にやめてもいいよ。」と案に退職を進めようとする発言をしている。

権さんは、この発言だけでなく、入社時の面談の時から、国籍にかかわるような質問をされている。また、仕事の内容として経理実務をまかされているが、前任者の引き継ぎや、業務内容について一切指導されず、仕事を覚えるまで3ヶ月以上も苦しむことになる。

つまり権さんは、会社にとっては、始めから招きたくない社員であったようである。

事件発生から、随分経ってから、私達が取り組むことになっているが、それまで権さんは、仕事を紹介してもらった職業安定所を訪ねたり、一人で様々な団体や個人に相談をしていた。しかしながら、会社が反省するための効果的な手段とはならず、結局、これまで会社から、1回の謝罪も受けることが出来なかった。そこで2年経ってから民闘連へ相談をもちかけて来たのである。

●あいまいな姿勢をくりかえす会社

1994年8月1日、大阪民闘連が、株式

会社ツーリストサービス取締役社長佐野俊夫氏宛に要望書を送付した。そして、同年9月16日に第1回事実確認会が開かれた。

第1回事実確認会では、会社側より常務取締役以下、差別発言を行った営業所長も参加した。監督行政からは、大阪府労働部職業業務課、担当の職業安定所が出席した。

この時に、会社側が出してきた事実文書では、「38度線頑張っているか」「朝鮮人の採用は上司に反対した」「朝鮮人を採用しなければいけないのか」と、発言の一部分しか出さず、随分時間が経過しているために、記憶にないとして、ごまかそうとする姿勢が見られた。曖昧な姿勢を繰り返す営業所長に対して、権さんが'92年4月13日に、会社内で行った話し合いの時に、権さんの自筆で書いた事実経過文書(資料参照)の提出を求めた。しかし、会社は、文書のB面しか持ち合わせておらず、A面については、受け取ったかどうか記憶にない、というあり様であった。

しかも会社は、その時の話し合いで営業所長に謝罪をさせていると言っていた

が、資料のC面をご覧いただければ分かるように、何ら反省された文章とはいえない。

私たちは、A面を捜すように指示をし次回確認会での提出を求めた。すると、この日から数日たってから、倉庫を探したところA面の文書が出てきたと言ってきたのである。さらに、あれ程曖昧な態度であった所長は、全面的に発言内容を認めるというお粗末さであった。

●1日も早く権さんが

働きやすい職場に

現在、部落差別に関わる発言も明らかになったことから、部落解放同盟大阪府連合会と共に事実確認会を進めている。

事実関係を明らかにするとともに、会社の研修の体制、内容等(営業所は近畿日本ツーリストから出向してきた社員であるが、出向して来る前に1回だけ、採用にあたって違反質問の関係の研修を受けただけである)を追求して行き、1日も早く、権さんが働きやすい正常な職場になるようにして行きたい。

〔資料〕

※実際の資料は、それぞれ(権さん、所長)が手書きで書いたものであり、A・B・C面は、B5サイズのレポート用紙に、1枚に書かれてある内容である。(会社は、A面を失念していた。)

A 面

場所(どのような状況の中で)

1. 11月11日(月) 勉強会の後 2次会のスナック「ルリ」にて、T(実名)所長が突然「この世の中、韓国人、エッタといろんな人種が居るのに、なんで朝鮮人をやとわなあかんのやと、わしは激しく反対した。」と私に言いました。
2. 12月22・23日の社員旅行の飲み会の中で「38℃線ががんばっているか!」と言われショックを受けました。
3. 3月27日(金) スナック「ルリ」にて、突然脈絡もなく「なんであんたは朝鮮人なんや!東京の取締役もあんたの事を反対していると聞いている。別に辞めてもいいよ。」と言われ、その後「あんたも言いたいことがいっぱいあるのをわしは知っている。しかし、それを言うたらあかんで。」と言われて、悩んでいました。

B 面

近藤君の言い分

前述しましたように、酒が入ったら今まで100%「朝鮮人」を話題にされて、心苦しい思いをしました。

これからは、この様な発言は、絶対にしないということを聞きましたので、私自身、大変喜んでます。

会社としても、これらに関して配慮して下さるということでしたので、100%満足しました。

1992年4月13日(日)

近藤鐘龍

C 面

所長の言い分

1. 11月11日 営業所の会議の後で社員の慰労のため飲みに行き(南北の歴史の件で38度線のことを同一民族でありながら、歴史の件で近藤氏に対し話をしたが、差別的なこととは思わない、履歴書の件での申告では、朝鮮となっていることを、近藤氏は正直に申告されたとの話をした件は、はっきり記憶があります。(～線は筆者)

2. 12月22日～23日 社員慰安会にて、下呂方面旅行の慰席にて、(送別会、歓迎会を兼ね)各人に酒を「つぎ」に回ってのことらしいが、私は「ガンバッテクレ」と励ましの言葉として言ったつもりが、差別的発言とて受け取られたよう。

3. 3月27日

上記の様な話の中で、当方は何の意味もなく、話としていったつもりが、近藤氏にはたいへん不愉快な思いをさせたことお、おわび申し上げます。(T)

大阪 泉大津市で民族差別事件

「かんこくかえれ」と差別文書発覚

編集部

事件の発端

一昨年12月、泉大津市立穴師小学校2年生(当時)で在日3世のEちゃんのオモニ周貞子(チュジョンジャ)さんは友だちの家に遊びにいった娘の様子がおかしい事に気がついた。周さんはEちゃんに何があったのかたずねたが、Eちゃんは口を閉ざしたままだった。

ところが、一週間後、周さんはEちゃんの友だちの母親のひとりから、自分の娘たちが書いたという「手紙」を見せられた。それはEちゃんを名指しにして「韓国へかえれ」などと書かれた、露骨な民族差別文章だった。

ショックを受けたEちゃんの両親は、学校に連絡し、関係する子どもの親から事情をきくとともに、在日韓国・朝鮮人の地域子ども会「オリエの会」の親たちに相談、事件は公になった。ところがそれぞれ子どもの話す内容が違い、学校も指導方針が確立できないなか、事件の全体像については不明の点が多かった。

こわかったので誰にもいえなかった

しかしその後、両親の問いにEちゃんが「これまでこわかったので誰にもいえなかった」と重い口を開いたことによりようやく事件の全容が明らかになった。それによって、いじめは1年生の2学期末から始まったこと、2年の夏休み前から蹴ったり、叩いたり暴力も振られたこと、そして2学期になって「韓国へ帰れ」などの民族差別が加わってきたことなど、長期にわたっていじめがエスカレートしていった事実が暴かれた。

そしてEちゃんが、急性腸炎で入院したり、腎臓に障害が出てきた時期と、いじめがより悪質な段階に移る時期とが一致することもわかったほか、家の表札に「しね」と落書きがされていたできごとの背景も明らかになったのである。

学校に対する不信と怒り

一方、この間学校は、当時の校長や担任の教師が対応していたものの、事実関係を掌握できないまま、おざなりの謝罪を繰り返すなど、事の重大さに気づかないままだった。そればかりか、加害の事実を認めない子どもの言い訳をうのみにしたり、「オリエの会」の取り組みを「

大阪市公務員採用の国籍条項撤廃をめざして

金将恵さん願書提出！

金 富 健

大阪市の職員採用試験受験願書の提出期限である6月2日、国籍条項全廃を訴えるため在日韓国人3世の金将恵さんが、昨年につづき大阪市の行政職の願書を提出した。大阪市人事委員会は、昨年と同様、日本国籍がないことを理由に願書の受理を拒否した。

大阪民闘連は、この度の願書提出にむけて、5月22日に大阪市との3回目の交渉を実施した。

そこでは、今年度の受験に関して、人事委員会事務局、落合任用審査課長が、「自治省に要請し協議している。公務員制度全体の問題であり、大阪市独自で国籍条項を撤廃するのは国の見解を無視することになり、できない。」と、地方自治体としての主体性のない発言を行った。そのため、大阪民闘連より「法律には公務員の国籍条項が明記されておらず、大阪の他の市町村が撤廃できている。地方分権は何のためにあるのか。大阪市は7年前から撤廃できない理由を、自治省との関係性を無視できず、相談していききたいとしてきたが、国籍条項を撤廃する意思のない自治省に要請するより、在日韓国・朝鮮人が11万人在住している大阪市独自の判断で全廃すべきだ。また、大阪市



は一般事務職全廃という基本にたちかえる必要がある。」と追求し、今回の願書提出までに撤廃するよう要求していた。

にもかかわらず、今回もこれまでと同じ姿勢の大阪市に対して、支援者から、「なぜ願書の受理ができないのか」と押し問答になるひとまぐもあった。

そのあと、大阪市人事委員会委員長あてに「国籍条項の即時全面撤廃」と「金将恵さんの行政職受験の機会の保障」を求める要望書を提出した。また、市長室前で昨年11月、金将恵さんが大阪市長にあてた手紙の回答が「関心を持っている」「門戸を広げたいと思っている」といったものであるにも関わらず、今年度の採用試験で何ら変わらなかったことを受けて、大阪市長あてにも国籍条項を全廃することを求めた要望書を提出するとともに、金さんと市長との対談を求めた。

障害給付金減額を許さない

大阪市交渉にご参加を

1992年4月から大阪市は無年金の在日外国人障害者に対して月額3万6千円の給付金制度を実施しました。これは、国の年金制度の不備により無年金となった在日外国人障害者の救済を求めた長年にわたる運動により実現させた制度です。

今回、大阪市は大阪府が1994年度から大阪府在住の在日外国人無年金障害者に対して一律2万円の給付金を支給することとともなって、3万6千円支給していた額を2万円に引き下げるという措置を取りました。大阪市が3万6千円支給したとしても、本来支払われるべき年金額に比べれば、まだまだ低額です。

前回の交渉(6月21日)では、大阪市が2万円に引き下げた根拠は何か、また差額の1万6千円は何に使われるのかとの問いに対する回答は得られませんでした。

今回の交渉では、それらの点を明らかにし、給付金の増額を求めています。と思いますのでご参加の程よろしく願います。

日時：95年8月30日(水)
午後6時30分～

場所：大阪府同和地区

総合福祉センター

TEL 06-561-4193

《連絡先》

543 大阪市天王寺区東上町

8-36 301号

民族差別と闘う大阪連絡協議会

TEL 06-775-2185

FAX 06-775-2160

●案内図

